

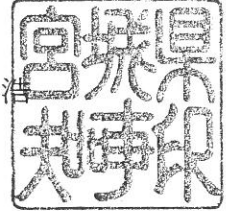


環 対 第 2 6 8 号

令和元年10月23日

宮城県環境審議会会長
須藤隆一 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



環境影響評価条例等の改正について（諮問）
このことについて、下記により貴会の意見を求めます。

記

太陽電池発電所の設置の工事の事業等を環境影響評価法（平成9年法律第81号）（以下「法」という。）の対象事業とするため、環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）の一部を改正する政令が令和元年7月に公布され、令和2年4月に施行されることとなっています。

これを受けて、法との整合を図るため、本県の環境影響評価制度において、発電事業を環境影響評価条例の対象事業として明示するなど所要の改正を行うに当たり、貴会の意見を求めるものです。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 渡邊
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696